

質問に対する回答について  
工事名) 秋田自動車道 横手工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>質問に対する回答について⑤No. 8 使用する機械等損料表について「入札 時における市場価格が算出できる建設 機械等損料表を使用」とのご回答です が、令和6年度版から「濁水処理装置 ポータブル型 機械処理沈殿方式・脱 水機付 処理能力30m<sup>3</sup>/h」の機械質量 が22tになっています。</p> <p>質量20t以上の建設機械は運搬費を積 み上げ計上することとなっています が、割掛参考内訳書には計上されてい ません。</p> <p>以上のことから、以下のどれと考えれ ばよろしいでしょうか。</p> <p>①令和5年度版の機械等損料表単価を 使用する ②濁水処理装置の運搬費が変更資料で 計上される ③その他</p>	<p>土木工事積算基準に記載のとおり、運搬 費は単価項目に含まれるものとしてお考 えください。</p>

2	<p>質問に対する回答について①No. 6 質問に対する回答について⑤No. 8</p> <p>土木工事積算基準は令和 5 年度版を適用とのご回答ですが、第 6 編仮設工 表 4-18 機械編成で「油圧式杭圧入引抜機 エンジン式ユニット」の排ガス対策基準が令和 6 年度版から 2014 年規制に改定されています。(令和 5 年度版だと第 2 次基準値)</p> <p>HP で公表されている令和 6 年 7 月土木工事等単価ファイルの FKI (機械器具損料) には、2014 年規制の圧入引抜機しか掲載されていません。(以前の土木工事等単価ファイルには第 2 次基準値の圧入引抜機が掲載されていました)</p> <p>以上のことから以下のどれと考えればよろしいでしょうか。</p> <p>①排ガス対策基準は令和 5 年度基準を適用し、機械損料単価は令和 5 年度 ②排ガス対策基準は令和 5 年度基準を適用し、機械損料単価は令和 6 年度 ③その他</p>	<p>積算に関する質問にはお答えできません。</p> <p>なお、土木工事共通仕様書 1-26-4 に記載する法律等を遵守した建設機械をご使用ください。</p>
---	--	--